

金沢市火災予防条例の一部改正の骨子（案）

1 改正の内容

カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものの遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖することを義務づける条文を追加するものです。

ただし、開放した場合において当該避難通路の幅員を狭めないような構造のもの、若しくは開放した場合において避難上安全な有効幅員を確保することができる場合にあつては、自動的に閉鎖することとしないことができます。

具体例については、別図を参照して下さい。

2 「（これに類する施設を含む。）」とは

壁等により完全に区画された部分だけではなく、目隠し程度の間仕切り等により個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものです。

3 施行日

平成22年4月1日

4 経過措置

施行日から1年